



※この情報紙は、ご自由に複写してご利用ください。

平成25年度 福島県消費生活センター相談状況

「インターネット関連のトラブル」が最多！

平成25年度の消費生活相談件数は、6,389件で、前年度に比べ305件、率にして5%余り増加しました。中でも、健康食品の送りつけに関する相談が大幅に増加しました。

商品別で見ると、ここ数年の傾向として「インターネット関連のトラブル」に関する相談が多数を占めました。

平成25年度商品別相談件数

相談件数: 6,389件

1	インターネット関連のトラブル	1,046件
2	フリーローン・サラ金	308件
3	消費生活以外の相談	292件
4	健康食品	221件
5	不動産賃貸借	214件
6	工事・建築	180件



1番多い「インターネット関連のトラブル」ってどんな相談？



携帯電話やパソコンのインターネットで「無料」のサイトにアクセスしたはずなのに高額な登録料や利用料を請求されたなどの相談です。平成25年度の相談件数は1,046件（前年度1,124件）となり、幅広い年代から多くの相談が寄せられました。

その1 ◆ ワンクリック請求 ◆

パソコンで無料のアダルトサイトに接続した。年齢確認の後に動画再生ボタンを押したら、「入会ありがとうございます。3日以内の振込なら59,000円、それ以降でしたら79,000円の入会金を振り込んでください」と表示された。驚いてパソコンの電源を切り再起動をしたが請求の表示画面が消えない。

アドバイス

- 消費者が「有料」であることに同意して申し込んでいるわけではなく、「契約」が成立しているとは言えません。業者からの一方的な「不当請求」ですので請求は無視し、絶対に支払わないでください。
- 絶対に業者へは連絡しないでください。連絡すると個人情報聞き出される恐れがあります。
- 請求画面が消えない場合は（独）情報処理推進機構のホームページを参照してください。

その2 ◆ サクラサイト商法 ◆

出会い系サイトに登録し、最初は無料ポイントを使って1人の女性とのメール交換を始めた。無料ポイントがなくなった後は、有料ポイントを購入しやり取りを続け、何度も会う約束をしたが、相手とは一度も会えなかった。サイト利用の料金として80万円も請求された。

アドバイス

- メール交換の相手はサイト業者が仕立てた「サクラ」の可能性あります。「サクラ」は有料のメール交換を頻繁に利用させ、支払いをつづけさせようとしています。
- 「サクラ」を立証することは難しく、一度支払った費用を取り戻すのは極めて困難です。トラブルに巻き込まれないためには、サイト利用のきっかけとなる迷惑メールは開かないようにしましょう。
- ネット上の見知らぬ相手を信用しないことが大切です。



—ひとりで悩まず、相談してください—

福島県消費生活センター（消費生活課）

024-521-0999

【相談受付時間】 平日 午前9時～午後6時30分

5月は消費者月間

平成26年度消費者月間統一テーマ

つながる消費者
～安全・安心なくらしのために～

※ 消費者月間は、消費者保護基本法（消費者基本法の前身）が昭和43年5月に施行されたことから、その施行20周年を機に、昭和63年から毎年5月が「消費者月間」とされ、今年で27回目となります。

近年、高齢者の消費者被害の相談件数が増加しており、また、これまで被害に遭った高齢者が再び狙われて被害に遭う「二次被害」も増加傾向にあります。一方、消費者被害への対応についても、被害に遭った高齢者本人が相談に行かない傾向もあるなど、訪問支援等による積極的な見守り対策やサポートを講じることが求められています。

このような現状を踏まえ、消費者の不安を払拭し、安全・安心を確保するためこの消費者月間テーマが掲げられました。



悪質商法ってどんなもの？

その1 有料サイトの不当請求

携帯電話やパソコンのインターネットで、「無料」のサイトを見ていたはずが、後で高額な登録料や利用料を請求されます。

その2 送りつけ商法

注文していないのに、海産物や健康食品、書籍などの商品を一方的に送りつけ、消費者が「受け取った以上、購入しなければならない」と勘違いして代金を支払うように仕向けます。

その3 なりすまし詐欺

息子など家族の一員になりすまし、借金返済や示談金の名目でお金を振り込ませませす。最初の電話で「風邪で声がおかしくなった」「携帯電話が壊れて番号が変わった」などと言って信用させようとしています。

その4 点検商法

「無料で点検する」と言って訪問し、「白ありがいる」、「土台にヒビが入っている」などとうそを言って消費者の不安をあおり、高額な商品や工事の契約を勧めます。

その5 利殖商法

「必ずもうかる」、「値上がり確実」など、もうかることを強調して、商品先物取引や未公開株などリスク（危険）の高い金融商品への投資を持ちかけます。

悪質商法の被害にあわないための心得



その1

いらぬものを勧められたら、あいまいな返事はせず、きっぱりと断ることが大切です。

その2

契約を急かされてもその場で契約せず、家族や友人に相談しましょう。

その3

うまい話やもうけ話、理解できない話には乗らないようにしましょう。

その4

商品・サービスの内容や価格について、他社のものと比較検討してみましょう。

その5

あやしい電話や訪問があった場合、すぐに県消費生活センターや市町村役場、警察に連絡してください。

その6

家族や身近にいる人で注意し合い、地域ぐるみで被害にあわないようにしましょう。

賞味期限の表示がなくても良いの？

相談例

いただきものの国産のワインを飲もうとしたら、賞味期限の表示がありませんでした。古いものではないようですが、表示がないと不安です。表示は義務付けられているものではないのでしょうか。

アドバイス

- ワインは、一般の食品のように製造直後から劣化が始まる食品ではなく、びん詰め後も熟成が進み、味や香りが変化する場合があります。保存状態にも影響を受けます。このような特徴から、食品衛生法では賞味期限の表示は省略できることになっております。
- そのほか、品質劣化が極めて少ないものとして期限表示を省略できるものは、でん粉、チューインガム、冷菓、砂糖、アイスクリーム類、食塩、うまみ調味料、飲料水などがあります。これらは、未開封の状態で、パッケージ等に記載されている保存方法を守っていれば基本的に安全に食べられます。
- ただ、高温や湿気に弱いものもありますので、保存方法には気を付けましょう。

福島県消費生活審議会委員の公募のお知らせ

県民の幅広い意見を県政に反映させることを目的とし、県民の消費生活の安定と向上を図る施策の策定及び実施に関する基本的事項を調査審議する福島県消費生活審議会委員を募集します。

- 募集人員 2名程度
- 募集期間 平成26年5月19日（月）～6月9日（月）
- 応募資格 次の条件を満たす満20歳以上の方
 - (1) 消費者問題に関心のある方
 - (2) 県内在住、在勤又は在学の方
 - (3) 年2回程度開催される消費生活審議会に出席できる方

※ 詳細は、県消費生活センター（消費生活課）電話 024-521-7736 まで

平成25年度消費者支援功労者表彰

これは、消費者利益の擁護及び増進を図るため、消費者支援活動に顕著な功績のあった個人又は団体等が表彰、授与されるものです。



内閣府特命担当大臣表彰：高瀬雅男氏（福島市）

福島県消費生活審議会会長を長年務め、県内の消費者行政の推進に指導的役割を發揮し、消費生活の安定及び向上に貢献されました。東日本大震災後は、放射能対策や放射能の基準値の周知等の重要性を提言するなど、消費者行政推進に寄与されました。

また、産官学連携の福島大学協同組合ネットワーク研究所会長として、地産地消運動を促進し、福島の復興・再生に尽力されています。



ベスト消費者サポーター章授与：安達正紀氏（福島市）

福島県金融広報アドバイザーとして、長年、金融教育、金融広報の普及・啓発に尽力されました。

自家消費野菜等の放射能簡易検査について

県消費生活センターや各市町村では、自家消費野菜等の放射能簡易検査を実施しています。詳しくは、各市町村役場 担当課へお問い合わせください。
県消費生活センターにおける問い合わせ窓口は下記のとおりです。

【申込み・問い合わせ先】

電話予約制

県消費生活センター 受付専用電話 **024-521-8397**
〒960-8043 福島市中町8-2（自治会館）1階 ※受付時間 平日 午前9時～午後5時

- 検査対象品目は、「自家消費野菜」「山菜・キノコ」「飲用井戸水等」「自家消費野菜等の放射能検査野菜栽培土壌」です。平成25年10月1日より自家消費野菜栽培土壌を検査対象としています。
- 販売を目的とする食品、流通している食品は対象外です。
- 検査は1回につき2食品です。また、検査は無料です。

※詳しくは、上記の受付専用電話にお問い合わせください。

希望するテーマに応じて無料で講師を派遣します。

出前講座のご案内

ぜひ、ご利用ください！



福島県消費生活センター（消費生活課）や福島県金融広報委員会（事務局：日本銀行福島支店）では、出前講座を随時実施しています。
無料で講師を派遣しますので、希望するテーマに応じて是非ご利用ください。

＜福島県消費生活センター＞

- テーマ 悪質商法、なりすまし詐欺、インターネット・トラブル など
- 派遣先 公民館、老人会、民生児童委員協議会、中学・高校・大学など
- 講師 県消費生活センター職員
- 申込先 県消費生活センター（消費生活課）
電話 024-521-7736

＜福島県金融広報委員会＞

- テーマ 金融、生活設計、金銭教育、消費者問題 など
- 派遣先 各種学習会、大学等
- 講師 金融広報アドバイザー（ファイナンシャルプランナー、司法書士など）
- 申込先 福島県金融広報委員会（事務局：日本銀行福島支店総務課）
電話 024-521-6355

各年代に合わせた内容でお話しします。お気軽にお問い合わせください。

そのほか、福島県金融広報委員会会長である日本銀行福島支店長が金融経済についてわかりやすく解説する「出前経済講座」もあります。

消費生活無料相談・生活再建等相談

県では、借金・多重債務問題や震災関連の問題など様々な消費生活相談に対応するため、

【弁護士・司法書士による法律相談】

【ファイナンシャルプランナー（FP）による生活再建等相談】を定期的実施しています。
相談の日時や方法など詳しくは、下記までお問い合わせください。

- 【相談場所】 県消費生活センター 福島市中町8番2号（自治会館1階）
県中地方振興局 郡山市虎丸町7番7号（郡山市労働福祉会館）
県南地方振興局 白河市昭和町269番地（県白河合同庁舎）
会津地方振興局 会津若松市追手町7番5号（県会津若松合同庁舎）



【問い合わせ】 県消費生活センター 相談専用電話 **024-521-0999**

「くらしの情報」次号は8月発行予定です。「くらしの情報」はインターネットでもご覧いただけます。

検索 ふくしまくらしの情報

福島県

生活環境部消費生活課 024-521-7736（平成26年5月発行）

